

中小企業の振興に関する条例（仮称）骨子案 新旧対照表

骨子の素案(H25.3.26)	委員等意見	事務局回答	骨子案(H25.6.18) 〔下線は変更部分〕
	<p>○ 主人公である中小企業がどのように変わっていくのか意識改革の問題（関野委員）</p> <p>○ 今後も変わらないであろう地方分権の流れの中で、地域は、権限や財源だけではなく、知恵を蓄えていくことが重要。地域について、中央の都合に左右されるのではなく、ヨーロッパにおいては中小企業が強く、ブランドを作っているように、頭脳や開発能力を持った中小企業がクラスターを作り、網で水をすくうようではなく、水が漏れないような構造にするのが理想であり、条例がその契機になれば意味があると考えている。（小澤部会長）</p> <p>○ 企業の活用しやすさの確保にも留意する必要がある。（根橋委員）</p> <p>○ 条例という形でやるならば、それなりの品格を持ったものにしてもらいたい、例えば、「〇〇の支援をします」といった交付要綱的なものではなく、もっと大きなどっしりした考え方で。（団体）</p> <p>○ 目的をもう少し具体的に書いてもらった方が、よりわかりやすく、イメージが湧くように思う。（水本委員）</p> <p>○ 中小企業が主体でその果たす役割は大きい、中小企業のための条例だという一文を盛り込んでいただければと思う。中小企業が果たす役割や県の責務も条文に盛り込んで、「どっしりとした」ものとなるように目的を表現していただければと思う。（西澤委員）</p> <p>○ 中小企業に関わる様々な関係団体、関係者や県などの役割も当然この条例では定めるということで、本県でも目的として記載をお願いしたい。目的なのであえて中小企業に目を見開かれるようなものをしっかり添えてスタートしていただきたい。（小澤部会長）</p>	<p>○ 「前文」において内容を反映させるよう検討したい。</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 「1 目的」は簡潔な表現にとどめ、御指摘の内容は「前文」に反映させるよう検討したい。</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 同上</p>	<p>前 文 <u>（条文案の作成段階で、委員等の意見を参考に作成する。）</u></p>

<p>1 目的</p> <p>○ 中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を総合的に図り、もって県経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とすること。</p>	<p>○ 目的の中で「県経済の発展」というフレーズが出てくるが、地域によって特徴があり、歴史も、産業の集積も違う。「県の地域経済」などの方がよいのでは。(関野委員)</p> <p>○ 企業の「永続的発展」とか「持続可能な」、「持続的な発展」というフレーズも入れてもらえれば。(西澤委員)</p> <p>○ 県経済の発展とともに、地域づくり、人づくりというところを強調して、ひいては地域の活性化にもつなげるというような発信を目的のところに加えた方がよい。(根橋委員)</p>	<p>○ 骨子案「1 目的」に反映</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 同上</p>	<p>1 目的</p> <p>○ 中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を総合的に図り、<u>地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展</u>に資することを目的とする。</p>																				
<p>2 中小企業者の定義</p> <p>○ 「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいうこと。</p> <p>(参考) 中小企業基本法における中小企業者の定義</p> <table border="1" data-bbox="172 856 724 1121"> <tr> <td>製造業その他</td> <td>資本金3億円以下 又は従業員 300 人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金1億円以下 又は従業員 100 人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>資本金5千万円以下 又は従業員 100 人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>資本金5千万円以下 又は従業員 50 人以下</td> </tr> </table>	製造業その他	資本金3億円以下 又は従業員 300 人以下	卸売業	資本金1億円以下 又は従業員 100 人以下	サービス業	資本金5千万円以下 又は従業員 100 人以下	小売業	資本金5千万円以下 又は従業員 50 人以下	<p>○ 愛知県の基本条例は「小規模企業者」とあえて定義しているのが特色。本県の小規模事業者は全体の63%を占め、長野県の経済を支えているが、ややもすると対象から抜けてしまう。地域づくりではこの63%の人々が主体的に動いているので配慮が必要。(関野委員)</p> <p>○ 中小企業基本法の定義はあるが、実は小規模事業者という別の括りで考えれば、「以下」の中身が重要だと思うので、小規模企業者について事務局で検討を。(小澤部会長)</p> <p>○ 小規模企業に対する配慮を考えてほしい。製造業なら 20 名以下、サービス業なら 5 名以下の本当に小さな企業に対する配慮がもう少しあってもよい。(団体)</p> <p>○ 今まで頑張ってきた商工会や商工会議所など商工団体の位置付けをしっかりと明確にしてほしい。従来からある中小企業支援団体に対しても配慮していただきたい。(団体)</p>	<p>○ 骨子案「2 定義」中、「小規模企業者」に反映</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 骨子案「2 定義」中、「中小企業支援団体」に反映</p>	<p>2 定義</p> <p>○ 「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に事務所又は事業所 <u>(以下「事務所等」という。)</u> を有するものをいう。</p> <p>(参考) 中小企業基本法における中小企業者の定義</p> <table border="1" data-bbox="2237 856 2772 1121"> <tr> <td>製造業その他</td> <td>資本金3億円以下 又は従業員 300 人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金1億円以下 又は従業員 100 人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>資本金5千万円以下 又は従業員 100 人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>資本金5千万円以下 又は従業員 50 人以下</td> </tr> </table> <p>○ 「<u>小規模企業者</u>」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、<u>県内に事務所等を有するものをいう。</u></p> <p>(参考) 中小企業基本法における小規模企業者の定義</p> <table border="1" data-bbox="2237 1377 2772 1482"> <tr> <td>従業員数</td> <td>20 人以下</td> </tr> <tr> <td>商業又はサービス業</td> <td>5人以下</td> </tr> </table> <p>○ 「<u>中小企業支援団体</u>」とは、<u>商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、経営者協会、中小企業振興センター、長野県テクノ財団その他の中小企業の支援を行う団体で、県内に事務所を有するものをいう。</u></p>	製造業その他	資本金3億円以下 又は従業員 300 人以下	卸売業	資本金1億円以下 又は従業員 100 人以下	サービス業	資本金5千万円以下 又は従業員 100 人以下	小売業	資本金5千万円以下 又は従業員 50 人以下	従業員数	20 人以下	商業又はサービス業	5人以下
製造業その他	資本金3億円以下 又は従業員 300 人以下																						
卸売業	資本金1億円以下 又は従業員 100 人以下																						
サービス業	資本金5千万円以下 又は従業員 100 人以下																						
小売業	資本金5千万円以下 又は従業員 50 人以下																						
製造業その他	資本金3億円以下 又は従業員 300 人以下																						
卸売業	資本金1億円以下 又は従業員 100 人以下																						
サービス業	資本金5千万円以下 又は従業員 100 人以下																						
小売業	資本金5千万円以下 又は従業員 50 人以下																						
従業員数	20 人以下																						
商業又はサービス業	5人以下																						

<p>○ 経協や県のテクノ財団等、中小企業関係団体との強い関係性、連携の中で事業を進めていることに鑑みれば、これらも含めていただきたい。(西澤委員)</p> <p>○ 大企業も含めてほしい。(西澤委員)</p> <p>○ 大企業者(大規模商業者含む)の役割、地域コミュニティとの関係も規定すべき。(小澤部会長)</p> <p>○ 教育機関の問題について、大学とか研究機関は謳っているが、小学校から高校までの教育機関が、どの条例でも落ちている。将来を考え、地域経済を作っていくときに教育機関が入っていないというのは、長野県が教育県と言われているのに少し寂しい感じがするし、何か本質的な問題があるのではという気がする。小・中・高校を含めた教育機関について、関わりが難しいかもしれないが、検討いただければと思う。(関野委員)</p> <p>○ 教育機関は大学等に限定せず、地域や中小企業に憧れを持つとか、若いうちからそういったものに取り組んでいくことが、ひいては県内にとどまる人材を確保する、また勤労観の醸成につながると考えている。そういう視点で教育等について考えていただければと思っている。(根橋委員)</p> <p>○ 多くの関係者を巻き込んで、中小企業の振興にとどまらず、まちづくりや人づくり、ひいては地域の活性化までを見据えた、産学官、それに金融機関や労働関係を含めた多様な関係者を連携させていくことが重要 (根橋委員)</p> <p>○ 非常に残念なのは、どの道府県も各主体者の中に労働者の視点がないこと。労働者の活性化なくして中小企業の発展はないと思うし、労働者も経営者とともに将来を考える視点が今後重要だということで取り組んでいる。労働者、労働団体が担い手として、一緒に連携をとって行っていくようなものにしていただければと思っている。前回、産学官金労と申し上げたが、そこに是非とも加えてほしい。(根橋委員)</p>	<p>○ 骨子案「2 定義」中、「中小企業支援団体」に反映</p> <p>○ 骨子案「2 定義」中、「大企業者」に反映</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 骨子案「2 定義」中、「教育機関等」に反映</p> <p>○ 骨子案「2 定義」中、「教育機関等」に反映</p> <p>○ 骨子案「2 定義」中、「金融機関等」及び「労働団体」に反映</p> <p>○ 骨子案「2 定義」中、「労働団体」に反映</p>	<p>○ 「<u>大企業者</u>」とは、<u>中小企業者以外の事業者（金融機関等を除く。）で、県内に事務所等を有するものをいう。</u></p> <p>○ 「<u>教育機関等</u>」とは、<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)、大学及び高等専門学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関並びに研究機関をいう。</u></p> <p>○ 「<u>金融機関等</u>」とは、<u>銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者で、県内に本店又は支店を有するもの及び長野県信用保証協会をいう。</u></p> <p>○ 「<u>労働団体</u>」とは、<u>労働組合その他主に労働者が参加している団体をいう。</u></p>
---	--	--

<p>3 基本理念</p> <p>○ 中小企業については、県経済の発展及び県民生活の向上に貢献する重要な存在であることに鑑み、中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営の基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その振興が図られなければならないこと。</p>	<p>○ 茨城県、山梨県、山口県などは、冒頭で県の産業活性化における目標とか、県の立ち位置で、まさに中小企業が県の活性化のためには必要だということを謳った上で、いろんな理念を書いている。長野県も中小企業の活性化があつてこそというものが冒頭にあると、より強くメッセージを発信できる。(根橋委員)</p> <p>○ 主人公である中小企業がどのように変わっていくのか意識改革の問題 (関野委員)</p> <p>○ 基本理念の中に長野県らしさをどう入れていくのか。県の特徴を活かした産業づくりのようなものを入れ込んでいくと、国の基本法よりも少し踏み込んだ基本理念になる気がする。(関野委員)</p> <p>○ 小規模企業に対する配慮を考えてほしい。製造業なら 20 名以下、サービス業なら 5 名以下の本当に小さな企業に対する配慮がもう少しあってもよい。(団体)</p> <p>○ この条例は雇用施策と密接不可分な関係(根橋委員)</p> <p>○ 経営者の立場から経営資源を考えたとき、特に中小企業においては人が重要であると感じている。経営者の資質の向上や後継者の育成、中小企業の社会的役割について理解を深める取組を進めていただきたい。(関野委員)</p> <p>○ 多くの関係者を巻き込んで、中小企業の振興にとどまらず、まちづくりや人づくり、ひいては地域の活性化までを見据えた、産学官、それに金融機関や労働関係を含めた多様な関係者を連携させていくことが重要 (根橋委員)</p> <p>○ 県の特徴を活かした産業づくりでは、これよりも前に「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」などがあるが、そういったものはどうか。(小澤部会長)</p>	<p>○ 例えば愛知県は愛知産業労働ビジョン(5か年計画)に基づいて、滋賀県では知事のマニフェストに基づいて、徳島県では同県で行われた経済サミットでの提言や県議会・経済界からの要請に基づいて制定したということで、それぞれ表現の仕方が異なっている。したがって、今提案いただいた言葉については、私どもの立ち位置をもう一度確認した上で書き加えていきたいと考えている。(石原課長)</p> <p>○ 骨子案「3 基本理念」中、冒頭部分に反映</p> <p>○ 骨子案「3 基本理念」中、1つ目の○に反映</p> <p>○ 骨子案「3 基本理念」中、2つ目の○に反映</p> <p>○ 骨子案「3 基本理念」中、3つ目の○に反映</p> <p>○ 骨子案「3 基本理念」中、4つ目の○に反映</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 骨子案「3 基本理念」中、5つ目の○に反映</p> <p>○ この中にプランの名前を入れることは考えていない。ただ、事務局の検討の中で抽出されているものが4つある。 1つ目は、中小企業の自主的な取り組み、これはしっかり書くべきと考えている。 (→骨子案「3 基本理念」中、1つ目の○で対応)</p>	<p>3 基本理念</p> <p><u>本県の中小企業は、地域経済を担い、事業活動等を通じて地域社会の持続的な発展に貢献する重要な存在である。このことを踏まえ、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</u></p> <p>○ <u>中小企業者の経営の向上及び改善に対する自主的な取組が促進される。</u></p> <p>○ <u>本県の高度な技術集積や多様で特色ある地域資源を活用し、次世代産業の創出や県の特徴を活かした付加価値の高い産業づくりが推進される。</u></p> <p>○ <u>本県において多数を占める小規模企業者について、その経営規模及び経営形態等に配慮して推進される。</u></p> <p>○ <u>多様な雇用の機会を確保するとともに、中小企業を担う人材の育成及び確保が図られる。</u></p> <p>○ <u>県、国、市町村、中小企業者、中小企業支援団体、大企業者、教育機関、研究機関、金融機関等、労働団体及び県民が相互に連携し、協働して推進される。</u></p>
---	--	---	---

		<p>2つ目は、各団体からの意見聴取にもあったが、「連携」や「協働」といったキーワード。 (→同中、5つ目の○で対応)</p> <p>3つ目は、県の特徴を活かした産業づくり、これが県のこれまでの様々な施策にも通じると考えているので、これはキーワードとして入ると思う。 (→同中、2つ目の○で対応)</p> <p>4つ目は、小規模事業者への配慮、先ほども委員からお話があり、これは入れておくべきと認識している。 (→同中、3つ目の○で対応)</p> <p>あと、環境への変化や社会貢献等は、基本法にも謳われているので、必要に応じて書き加えるという形で考えている。 (石原課長) (→同中、冒頭部分で対応)</p>	
<p>4 関係者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局案(素案)では県、中小企業者、県民、その他関係者と、「その他関係者」は丸めてあるが、これだとそれぞれの組織の意識がぼけてしまうかもしれない。細かければよいというものでもないが、できればもう少しそれぞれの役割を愛知県並みの項目で書いてもらった方がよいと思う。(水本委員) ○ 中小企業の方々が地域づくりの中核にもなっている。(関野委員) ○ 多くの関係者を巻き込んで、中小企業の振興にとどまらず、まちづくりや人づくり、ひいては地域の活性化までを見据えた、産学官、それに金融機関や労働関係を含めた多様な関係者を連携させていくことが重要 (根橋委員) ○ 地域の経済は、まずお金がたくさん入ってきて、それが地域で循環すればするほど、同じお金でも何倍かになる。ここで意識を変えるための条例として、なるべく地元のものを買うという意識付けの一步を演出してほしい。(小澤部会長) ○ 各県共通点があるので、まさにこういったところで長野県なりの特徴を提言いただければと思う。(小澤部会長) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 骨子案「4 関係者の役割等」において、素案では「その他関係者」とまとめられていた各主体を、(3)～(7)でそれぞれ独立させて規定した。 ○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、1つ目の○に反映 ○ 同上 ○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、2つ目の○に反映 ○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、2つ目の○で県産品の利用促進を規定した。 ○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(7)で労働団体の役割を規定した。 	<p>4 関係者の役割等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>中小企業及びその関係者は、相互に連携及び協力し、中小企業の事業の発展ひいては地域社会の持続的な発展に寄与するように努めるものとする。</u> ○ <u>中小企業及びその関係者は、その事業活動において原材料、物品及びサービス等を調達する場合、地域経済の持続的な発展のために、できるだけ県内産のものを調達することが望ましい。</u>

<p>(1) 県</p> <p>○ 県は、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。</p>			<p>(1) 県の責務</p> <p>○ 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。</p>
<p>(2) 中小企業者</p> <p>○ 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上を図るよう努めるものとする。</p> <p>○ 中小企業者は、雇用の機会の確保、人材の育成及び雇用の環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>○ ヨーロッパにおいては中小企業が強く、ブランドを作っているように、頭脳や開発能力を持った中小企業がクラスターを作り、網で水をすくうようではなく、水が漏れないような構造にするのが理想であり、条例がその契機になれば意味があると考えている。(小澤部会長)</p> <p>○ この条例は雇用施策と密接不可分な関係(根橋委員)</p> <p>○ 経営者の立場から経営資源を考えたとき、特に中小企業においては人が重要であると感じている。経営者の資質の向上や後継者の育成、中小企業の社会的役割について理解を深める取組を進めていただきたい。(関野委員)</p> <p>○ 今まで頑張ってきた商工会や商工会議所など商工団体の位置付けをしっかりと明確にしてほしい。従来からある中小企業支援団体に対しても配慮していただきたい。(団体)</p> <p>○ 非常に残念なのは、どの道府県も各主体者の中に労働者の視点がないこと。労働者の活性化なくして中小企業の発展はないと思うし、労働者も経営者とともに将来を考える視点が今後重要だということで取り組んでいる。労働者、労働団体が担い手として、一緒に連携をとって行っていくようなものにしていただければと思っている。前回、産学官金労と申し上げたが、そこには是非とも加えてほしい。(根橋委員)</p>	<p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(2)の2つ目の○に反映</p> <p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(2)の3つ目の○に反映</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(2)の4つ目の○に反映</p> <p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(2)の5つ目の○に反映</p>	<p>(2) 中小企業者の取組</p> <p>○ 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上を図るよう努めるものとする。</p> <p>○ <u>中小企業者は、自らの特長を知り、相互にあるいは関係機関と連携し、開発能力や経営能力を高め、新分野への進出又は新産業を創出するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ 中小企業者は、雇用機会の確保、<u>雇用環境の整備及び人材の育成に努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>中小企業者は、商工団体への積極的な加入を通じて、経営能力の向上及び地域の活性化に寄与するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>中小企業の従事者は、経営者とともに中小企業の重要性を理解し、自ら従事する中小企業の発展を通じて地域の活性化に寄与するよう努めるものとする。</u></p>

<p>(3) 県民</p> <p>○ 県民は、中小企業の振興に関する理解及び関心を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>○ 県民がこの施策を理解してという背景には、地域の経済というのは、まずお金がたくさん入ってきて、それが地域で循環すればするほど、同じお金でも何倍かになるのだが、今はザルで水を汲むような構造で、なかなかお金が地域にとどまらないような構造になっているので、難しいにしても、ここで意識を変えるための条例として、なるべく地元のものを買うという意識付けの一步を演出してほしい。(小澤部会長)</p>	<p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(8)に反映</p>	<p>(8) 県民の理解と協力</p> <p>○ 県民は、中小企業の振興が地域社会の持続的発展につながることを理解し、<u>県内産の製品の購入、地域の商店の利用等を通じて</u>、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
<p>(4) その他の関係者</p> <p>○ 中小企業関係団体、大企業者その他の中小企業者以外のものであって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>○ 小規模事業者は自ら頑張ることが基本だが、なかなか1人では頑張れないということで、連携とか大学や支援機関からの支援がある。その中で、関係者の中でも支援機関がどう中小零細、小規模企業を発展させていくかというコーディネーター機能、地域の支援力の向上、このようなものが自動的に押しあがっていくようなしくみを書いていただくことが必要かと思う。特に「連携」などという言葉が入ってくればと思う。(小澤部会長)</p>	<p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(3)に反映</p>	<p>(3) 中小企業支援団体の役割</p> <p>○ <u>中小企業支援団体は、その専門知識及び技術等を活かして、中小企業の新技術・新商品の開発並びに経営の向上及び改善に積極的に取り組むよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>中小企業支援団体は、中小企業者、とりわけ小規模企業者の発展のために必要な、地域の関係機関の連携体制を構築するためのコーディネーターとして、中小企業に対する地域の支援力の向上を図るよう努めるものとする。</u></p>
<p>○ 中小企業の活性化に向けては、大企業の配慮も欠かせないと思っている。配慮の中には大括りでいろいろな問題、取引関係の問題なども入ると思うが、そうしたものなくして中小企業に自主的に頑張れと言っても、なかなか今の慣行の中では難しい面もあるので、是非ともそういったものを盛り込んでいただければ。(根橋委員)</p> <p>○ 大企業と地域との関係については、実際は大企業も地域に根を張って活動し、地域に大きな貢献をしている。ハーヴァード大学のマイケル・ポーター教授は、産業クラスターの意義を再度強調しており、大企業が地域の中小企業に仕事を出すことは、地域貢献のみならず、大企業自身にとっても事業やイノベーションの基盤の強化につながるものであるとして、地域における基盤を再評価している。大企業の役割を規定する際はこうした観点も踏まえるとよい。(笹野委員)</p> <p>○ 大企業者(大規模商業者含む)の役割、地域コミュニティとの関係も規定すべき。(小澤部会長)</p>	<p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(4)の1つ目の○に反映</p> <p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(4)の1つ目及び2つ目の○に反映</p> <p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(4)の2つ目の○に反映</p>	<p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(4)の1つ目の○に反映</p> <p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(4)の1つ目及び2つ目の○に反映</p> <p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(4)の2つ目の○に反映</p>	<p>(4) 大企業者の役割</p> <p>○ <u>大企業者は、その事業活動に当たっては、中小企業者が供給する製品及びサービスの活用等を通じて、中小企業の発展に配慮し協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>大企業者は、製造業、商業、サービス業その他の業種を問わず、中小企業及び地域社会に大きな影響力を持つ。このことを踏まえ、大企業者は、事業活動や商工団体への加入を通じて、中小企業の発展と地域の活性化に貢献するよう努めるものとする</u></p>

	<p>○ 地域として大企業の誘致に取り組みつつ、大企業に地域の振興にも役割を果たしてもらおうようにすることには進めにくさもあると思うが、大企業がグローバルに形を変えて生き残っていかうとしている中で、地域との関係を考えていただく契機になれば良いと思う。(伊藤委員)</p>	<p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(4)の2つ目の○に反映</p>	
	<p>○ 教育や労働などが入ってくるとなお長野県らしさが出るのではないか。他の県に比べればより細かく、細かすぎるかもしれないが、その辺を考慮いただければと思う。(水本委員)</p> <p>○ 「その他の関係者」の中で、微妙な問題だと思うが教育機関の問題について、大学とか研究機関は謳っているが、小学校から高校までの教育機関が、どの条例でも落ちている。将来を考え、地域経済を作っていくときに教育機関が入っていないというのは、長野県が教育県と言われているのに少し寂しい感じがするし、何か本質的な問題があるのではという気がする。小・中・高校を含めた教育機関について、関わりが難しいかもしれないが、検討いただければと思う。(関野委員)</p> <p>○ 教育機関は大学等に限定せず、地域や中小企業に憧れを持つとか、若いうちからそういったものに取り組んでいくことが、ひいては県内にとどまる人材を確保する、また勤労観の醸成につながると考えている。そういう視点で教育等について考えていただければと思っている。(根橋委員)</p>	<p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(5)に反映</p> <p>○ 今後、検討させていただきたい。確かに県外に本社のある県外企業の方々と意見交換した時に、こちらに単身赴任または移住を考えている方々からは、教育の水準や教育の機関、小・中学校、または予備校も含めていろいろ注文をいただいたところ。(石原課長)</p> <p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(5)の2つ目の○に反映</p> <p>○ 同上</p>	<p>(5) 教育機関等の役割</p> <p>○ <u>大学及び研究機関は、研究開発及び技術支援並びに人材の育成等を通じて、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校等は、児童及び生徒の勤労観及び職業観を醸成する教育活動を通じて人材の育成を図ることにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。</u></p>
	<p>○ 多くの関係者を巻き込んで、中小企業の振興にとどまらず、まちづくりや人づくり、ひいては地域の活性化までを見据えた、産学官、それに金融機関や労働関係を含めた多様な関係者を連携させていくことが重要 (根橋委員)</p>	<p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(6)に反映</p>	<p>(6) 金融機関等の役割</p> <p>○ <u>金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善等に協力するよう努めるものとする。</u></p>

	<p>○ 非常に残念なのは、どの道府県も各主体者の中に労働者の視点がないこと。労働者の活性化なくして中小企業の発展はないと思うし、労働者も経営者とともに将来を考える視点が今後重要だということで取り組んでいる。労働者、労働団体が担い手として、一緒に連携をとって行っていくようなものにしていただければと思っている。前回、産学官金労と申し上げたが、そこに是非とも加えてほしい。(根橋委員)</p> <p>○ 多くの関係者を巻き込んで、中小企業の振興にとどまらず、まちづくりや人づくり、ひいては地域の活性化までを見据えた、産学官、それに金融機関や労働関係を含めた多様な関係者を連携させていくことが重要 (根橋委員)</p> <p>○ 教育や労働などが入ってくるとなお長野県らしさが出るのではないか。他の県に比べればより細かく、細かすぎるかもしれないが、その辺を考慮いただければと思う。(水本委員)</p>	<p>○ 骨子案「4 関係者の役割等」中、(7)に反映</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 同上</p>	<p>(7) 労働団体の役割</p> <p>○ <u>労働団体は、中小企業の従事者の活性化等を通じて、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。</u></p>
--	--	---	---

<p>5 県の施策の基本方針</p> <p>○ 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。 ・ 中小企業者の資金の調達の円滑化を図ること。 ・ 中小企業者の技術及び商品の開発の促進を図ること。 ・ 中小企業者の販路の拡大の促進を図ること。 ・ 中小企業者の人材の育成及び確保の促進を図ること。 ・ 中小企業者の雇用の環境の整備の促進を図ること。 ・ 中小企業の振興のための関係者の連携の促進を図ること。 	<p>○ 基本方針なので、シンプルにするか、より具体的に書くかに分かれると思う。</p> <p>総括りだと確かに網羅はされるが、県として注力したいものがイメージできるためには、より具体的に県の今の取組なども含めて記載した方がよいと思う。(根橋委員)</p> <p>○ それぞれの「4 関係者の役割」があり、その中で(1)の県の部分だけが5番にポンと出て来ていて、他の関係者はどうなのかという話にならないのか。少しこだけ県だけが強調されている感じがする。(水本委員)</p> <p>○ 私もそういう認識。県が自分のやるべきことをやや明確にしすぎて、他のところがぼけている印象がある。(関野委員)</p> <p>○ 起業しやすい環境、女性や若者が活躍しやすい環境を作ることが重要(水本委員)</p> <p>○ 中小企業施策については、法律に規定された中小企業の定義に該当する企業に対する支援が基本であったが、イノベーションの担い手、地域雇用の担い手、グローバル・ニッチ・トップ企業への成長の可能性といった様々なファクターが重視されてきていることから、そうした側面もスコープに収めて検討していただきたい。(笹野委員)</p> <p>○ 今、アベノミクスの話もあったが、いよいよ第3の矢として必要なのは、新産業の創出をしなければいけないということ。「革新」とか「創業」という言葉はあるが、思い切って「新産業の創出」などの言葉を入れていただければ。(小澤部会長)</p>	<p>○ 条例なので、あまり細かく書きすぎてもいかなものかと考えている。(石原課長)</p> <p>○記載内容の充実を図りつつも、条例全体のバランスや、条例という性質、他県の条例等を総合的に勘案し、骨子案に記載させていただいた。</p> <p>○ 水本委員が言われたことについては、事務レベルでもう1回検討してみたい。他とのバランスとか、他県の条例等をもう1回分析してみたい。さらに県の中で独自性を出すならば、その中で考えてみたいと思っている。(石原課長)</p> <p>○ 他県の条例等を参考に検討した結果、「4 関係者の役割」中、まとめて規定していた「その他の関係者」を各主体別に列挙するとともに、その内容を充実させることにより、「5 県の施策の基本方針」とのバランスを取ることにした。</p> <p>県の施策の基本方針、すなわち長期的な方向性は条例に規定する必要があると考える。</p> <p>○ 骨子案「5 県の施策の基本方針」中、(1)に反映</p> <p>○ 骨子案「5 県の施策の基本方針」中、(2)、(4)及び(8)に反映</p> <p>○ 骨子案「5 県の施策の基本方針」中、(4)に反映</p>	<p>5 県の施策の基本方針</p> <p>○ 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 創業の促進</p> <p>○ 県は、創業意欲の向上と創業しやすい環境づくりを推進し中小企業の創業を促進するため、<u>創業意欲の喚起や総合的な相談、技術支援及び制度融資による金融支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(2) 経営革新の促進</p> <p>○ 県は、中小企業の経営革新を促進するため、<u>新商品・サービスの開発支援や相談、技術支援並びに融資制度による金融支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(3) 経営基盤の強化・安定</p> <p>○ 県は、中小企業の経営基盤を強化しその安定を図るため、<u>制度融資による資金調達の円滑化及び関係機関による相談業務の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(4) 新産業の創出及び次世代産業の集積</p> <p>○ 県は、成長期待分野における新たな産業の創出及び次世代産業の集積を促進するため、<u>新技術・新製品の研究開発の支援及び関係企業等の誘致その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>
---	--	---	---

	<p>○ 日本国内が人口の減少とともに先細りしていく中で、テクノ財団は国際連携という形で海外にも販路を求めていく支援のプログラムも持っているので、販路の拡大のところで一言付け足したらよい。(西澤委員)</p> <p>○ 製造業だけでなく、商業やサービス業、観光業も主役として表に出すべき(小澤部会長)</p> <p>○ 観光、まちづくりと地域産業振興は車の両輪であるという哲学を共有して検討を進めていければ良いと思う。(笹野委員)</p> <p>○ 経営者の立場から経営資源を考えたとき、特に中小企業においては人が重要であると感じている。経営者の資質の向上や後継者の育成、中小企業の社会的役割について理解を深める取組を進めていただきたい。(関野委員)</p> <p>○ この条例は雇用施策と密接不可分な関係にある。(根橋委員)</p> <p>○ 小規模企業者に対する配慮の規定が必要(小澤部会長)</p> <p>○ 小規模企業に対する配慮を考えてほしい。製造業なら20名以下、サービス業なら5名以下の本当に小さな企業に対する配慮がもう少しあってもよい。(団体)</p> <p>○ 小規模事業者は自ら頑張ることが基本だが、なかなか1人では頑張れないということで、連携とか大学や支援機関からの支援がある。その中で、関係者の中でも支援機関がどう中小零細、小規模企業を発展させていくかというコーディネーター機能、地域の支援力の向上、このようなものが自動的に押しあがっていくようなしくみを書いていただくことが必要かと思う。特に「連携」などという言葉が入ってくればと思う。(小澤部会長)</p>	<p>○ 骨子案「5 県の施策の基本方針」中、(5)に反映</p> <p>○ 骨子案「5 県の施策の基本方針」中、(6)に反映</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 骨子案「5 県の施策の基本方針」中、(7)に反映</p> <p>○ 骨子案「5 県の施策の基本方針」中、(8)に反映</p> <p>○ 骨子案「5 県の施策の基本方針」中、(9)に反映</p> <p>○ 同上</p> <p>○ 骨子案「5 県の施策の基本方針」中、(10)に反映</p>	<p>(5) 国際的視点に立った事業展開の促進及び販路の拡大</p> <p>○ 県は、中小企業が国際的視点に立った事業を展開し、また国内外の有望な市場を開拓するため、企業の提案力の強化及び提案機会の拡大の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(6) 商業、観光業等の地域に根ざした産業の振興</p> <p>○ 県は、商業、観光業及び伝統産業等の地域に根ざした産業の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(7) 人材の育成</p> <p>○ 県は、中小企業を担う人材を育成するため、企業のニーズに合った職業能力の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(8) 雇用機会の確保及び雇用環境の整備</p> <p>○ 県は、中小企業における雇用の確保及び働きやすい職場づくりを推進するため、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(9) 小規模企業者への配慮</p> <p>○ 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者に特に配慮するものとする。</p> <p>(10) 関係者の連携の促進</p> <p>○ 県は、中小企業者と関係者との連携が中小企業の経営の安定、技術力の強化、新分野への進出及び新産業の創出等に資することに鑑み、これを促進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>
--	---	--	--

<p>6 県の施策の効果的な実施のための取組</p> <p>○ 条例は県の政策を約束するということか。これは県が全部やるということによいか。(水本委員)</p> <p>○ 関係者の中でも支援機関がどう中小零細、小規模企業を発展させていくかというコーディネーター機能、地域の支援力の向上、このようなものが自動的に押しあがっていくようなしくみを書いていただくことが必要かと思う。特に「連携」などという言葉が入ってくればと思う。(小澤部会長)</p> <p>○ 経営者の立場から経営資源を考えたとき、特に中小企業においては人が重要であると感じている。経営者の資質の向上や後継者の育成、中小企業の社会的役割について理解を深める取組を進めていただきたい。(関野委員)</p>	<p>○ その前の県の基本方針のところ、県は連携しながらこういう方向に進んでいくという形を挙げて、やはりそれだけでは足りず具体的に何かを書かなければいけない、かといって何々事業をやるということまでは書けないということで、いくつかのセグメントで書き加えることが必要と考えているところ。限られた財源、時間、人材をうまく使って、よりよいものを作るためのいわゆる方向性、方針ということ。(石原課長)</p> <p>○ 骨子案「6 県の施策の効果的な実施のための取組」中、(1)及び(2)に反映</p> <p>○ 骨子案「6 県の施策の効果的な実施のための取組」中、(2)に反映</p>	<p>6 県の施策の効果的な実施のための取組</p> <p>○ 県は、上記の基本方針に基づき実施する中小企業の振興に関する施策をより効果的なものとするため、次に掲げる事項に取組むものとする。</p> <p>(1) 中小企業者の事業継続の支援</p> <p>○ 県は、中小企業者が災害に対して適切な危機管理を行うことにより、災害発生後も円滑に事業を継続することができるよう、中小企業支援団体等と連携し、事業継続計画の策定の支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 中小企業者の後継者育成の支援</p> <p>○ 県は、中小企業者が円滑に事業の継承を行うことができるよう、中小企業支援団体等と連携し、中小企業者の後継者の育成・確保の支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>6 県の施策の効果的な実施のための取組</p> <p>○ 県は、上記の基本方針に基づき実施する中小企業の振興に関する施策をより効果的なものとするため、次に掲げる事項に取組むものとする。</p> <p>(1) 中小企業者の事業継続の支援</p> <p>○ 県は、中小企業者が災害に対して適切な危機管理を行うことにより、災害発生後も円滑に事業を継続することができるよう、中小企業支援団体等と連携し、事業継続計画の策定の支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 中小企業者の後継者育成の支援</p> <p>○ 県は、中小企業者が円滑に事業の継承を行うことができるよう、中小企業支援団体等と連携し、中小企業者の後継者の育成・確保の支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>(1) 広報等の措置</p> <p>○ 県は、県民等の中小企業の振興に関する理解及び関心を深めるため、広報、顕彰その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○ 県のどの機関で具体的に何をしているのかということ、たぶん基本条例では書きにくいから、基本条例以外の補足説明のような形で周知したほうがよいと思う。(関野委員)</p> <p>○ 長野県がやっている施策が本当に正確に中小企業や県民に伝わっているのか。今回の中小企業振興条例を作る過程を丁寧に行い、多くの方々と意見交換をする中で、県の施策をしっかりとPRしたいと考えている。(石原課長)</p> <p>○ 骨子案「6 県の施策の効果的な実施のための取組」中、(6)に反映</p>	<p>○ 長野県がやっている施策が本当に正確に中小企業や県民に伝わっているのか。今回の中小企業振興条例を作る過程を丁寧に行い、多くの方々と意見交換をする中で、県の施策をしっかりとPRしたいと考えている。(石原課長)</p> <p>○ 骨子案「6 県の施策の効果的な実施のための取組」中、(6)に反映</p>	<p>(6) 広報等の措置</p> <p>○ 県は、県民等の中小企業の振興に関する理解及び関心を深めるため、広報、顕彰その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>(2) 中小企業者の受注の機会の増大</p> <p>○ 県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行を確保しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。</p>	<p>○ 特に県内中小事業者への受注機会の拡大ということが求められている。公契約の視点も含めて、県内の中小事業者への受注機会の拡大のところを、具体的に文字には書けないかもしれないが、施策の中で実施していただきたいと思う。(根橋委員)</p> <p>○ 県民がこの施策を理解してという背景には、地域の経済というのは、まずお金がたくさん入ってきて、それが地域で循環すればするほど、同じお金でも何倍かになるのだが、今はザルで水を汲むような構造で、なかなかお金が地域にとどまらないような構造になっているので、難しいにしても、ここで意識を変えるための条例として、なるべく地元のものを買うという意識付けの一步を演出してほしい。(小澤部会長)</p>	<p>○ 骨子案「6 県の施策の効果的な実施のための取組」中、(3)に反映</p> <p>○ 骨子案「6 県の施策の効果的な実施のための取組」中、(4)に反映</p>	<p>(3) 中小企業者の受注機会の増大</p> <p>○ 県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行を確保しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。</p>
			<p>(4) 県産品の優先発注</p> <p>○ 県は、物品の調達に当たっては、予算の適正な執行を確保しつつ、県産品の優先発注に努めるものとする。</p>

	<p>○ まずは県、場合によっては市町村も入ると思うが、最近大きな県外企業が何の前触れもなく消えてしまうという非常に危機的な状況にある。</p> <p>話を聞くと、各自治体の商工労働担当者とあまり親密な関係でなかったとのこと。</p> <p>したがって、県や市町村は、企業を下支えすると同時に、誘致した企業や地域の中核企業に対しては、しっかりと情報交換やコミットを取って、地域に根付いてもらう働きかけをしてほしい。</p> <p>それから、手足だとすぐ切られてしまうので、来ていただいた以上は頭脳部分になってほしいという働きかけをすることも、可能であれば努力目標として県や市町村にお願いしたい。(小澤部会長)</p>	<p>○ 骨子案「6 県の施策の効果的な実施のための取組」中、(5)に反映</p>	<p>(5) 立地企業の定着促進</p> <p>○ 県は、市町村等と連携し、県内に立地した企業の定着を図るため、当該企業と適時適切な情報交換等を行うよう努めるものとする。</p>
	<p>○ 提案したいのは制定後の問題。具体的な施策も実は、制定後どのように具体的に実施されていくのか、本当に現代に合った施策であるかによるのであって、条例を作ることが目的ではないと思う。そこで、この「県の施策の効果的な実施のための取組」の中に是非入れていただきたいことが2点ある。</p> <p>1つは、今までの県の施策の実施状況の調査研究をすること。今まで中小企業の振興施策をやってきたが、さらに効果的に進めるための調査研究を入れてほしい。</p> <p>もう1つは、条例を作った後も、中小企業者の意見を反映する場を作ってもらいたい。(関野委員)</p> <p>○ これまで県が取り組んできた施策に関する意見を、この際一緒に聞いたらどうか、そして今後につなげたらどうか。(根橋委員)</p>	<p>○ 関野委員の話で、調査研究または意見を反映する場所、これについても研究してみたいと考えている。</p> <p>ただ、この条例については、作った後いろいろと状況の変化等があった場合には、中小企業振興審議会があるので、その場で意見をいただくことは可能と考えている。(石原課長)</p> <p>○ 骨子案「6 県の施策の効果的な実施のための取組」中、(7)及び(8)に反映</p>	<p>(7) 調査及び研究</p> <p>○ 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。</p> <p>(8) 中小企業者等の意見の反映</p> <p>○ 県は、中小企業の振興に関する施策に、中小企業者及び中小企業に關係する団体等の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>(3) 財政上の措置</p> <p>○ 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>			<p>(9) 財政上の措置</p> <p>○ 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>